

第 316 回 電力・ガス取引監視等委員会【第 1 部 公開開催】

議事録

日 時：令和 3 年 3 月 15 日(月)15:00～15:36

場 所：経済産業省 別館 1 階 103－105 会議室

出席者：八田委員長、稲垣委員、北本委員、林委員、圓尾委員

○八田委員長　それでは、ただいまから第316回の電力・ガス取引監視等委員会を開催いたします。

本日の議題は、議事次第にあるとおりです。議題に入る前に議事や資料の取扱いについて、事務局より御説明をお願いいたします。

○恒藤総務課長　第 1 部につきましては、公開の案件ではございますが、新型コロナウイルス感染症の感染機会を減らすための取組を講じることが求められている状況に鑑みまして、今回も傍聴者を受け付けないこととさせていただきます。

なお、第 1 部の議事の模様については、インターネットで同時中継を行ってございます。

第 2 部の議題については、個別民間企業の情報を取り扱うことから議事は非公開とし、議事要旨を後日、委員会ホームページに掲載する。会議資料について情報公開請求があった場合には、その対応について改めて御相談するという扱いにしたいと考えてございます。念のため、御確認のほどよろしくお願いします。

○八田委員長　それでは、今説明がありましたように、議事次第において第 2 部として記載されている議題については非公開の開催とさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、御異存ありませんでしたので、今お話のあったとおりにさせていただきます。

では、議題 1 です。「新型コロナウイルス感染症の影響に係る特定小売供給約款の特例認可等について」、これは恒藤課長から説明をお願いいたします。

○恒藤総務課長　資料 3 でございます。内容を一言で申し上げますと、既に認可されている特例を、さらに 1 か月延長するという内容でございます。これまでとほぼ同じ内容でございますが、ざっと説明をさせていただきます。

5 行目でございます。以下の申請者から 3 月 10 日及び 11 日付で大臣宛てに、通常の約款

により難い特別の事情がある場合における供給条件で供給したい旨の認可等を求める申請があり、大臣から意見の求めがございました。申請者は11行目から記載のとおりでございまして、前回と同じでございます。

その次、少し飛んで次の次のページです。48行目からでございます。申請の内容は前回までと同じでございます。電気と、それからガスでございます。

その次のページでございますが、76行目からが、まず電気についての特例の内容でございます。前回2月に認可したもののからの変更点は下の86行目に書いてございますが、①既に支払期限を延長する措置を講じているもののうち昨年12月から本年3月までの分について、それぞれさらに1か月延長する。ただし、昨年3月から11月の分については既に5か月延長していますけれども、これについては延長しない。②さらに4月検針分についても1か月延長するという内容でございます。

97行目からがガスでございまして、ガスについて前回の認可からの変更点は108行目からでございますが、既に支払期限を延長する措置を講じているもののうち昨年12月から今年3月の分までについては、それぞれさらに1か月延長する。ただし、昨年2月から11月の分については既に5か月延長しているところ、これについてはさらなる延長は行わない。加えて今年4月の検針分について1か月延長する。こういう内容になっております。

129行目、大臣への回答でございますが、事務局といたしましては本申請の供給条件については、電気事業法等の条文及びそれらの審査基準に照らして、約款により難い特別の事情がある場合における供給条件として認可等をして差し支えないものと考えております。

したがいまして、資料3—2のとおり委員会として認可等を行うことについて異存がない旨、回答することとしたいと考えてございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○八田委員長 ありがとうございました。

それでは、今の説明に対して御質問、御意見ございませんでしょうか。

(質問、意見：なし)

それでは、今説明があったとおり委員会として意見回答を決定したいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

異論がございませんでしたので、事務局の案のとおり経済産業大臣に意見回答することといたします。

次に、議題2です。「一般送配電事業者の託送供給等約款の変更の認可について」、これは高橋管理官から説明をお願いいたします。

○高橋管理官 NW事業監視課の高橋でございます。

資料4になります。これは一般送配電事業者の託送供給等約款の変更の認可ということとして、3月10付で経済産業大臣宛てに認可申請があり、11日付で経済産業大臣から当委員会のほうに意見聴取があったものでございまして、その回答について御審議をいただくものでございます。

申請者は、一般送配電事業者の全10社でございます。適用年月日ですけれども、今年4月1日からというものでございます。主な申請内容は6項目ありますけれども、後ほど概要を御説明いたします。

その前に経緯についてなのですけれども、この6項目の内容につきましては当委員会の制度設計専門会合とか、資源エネルギー庁の審議会でいずれも整理されたものということでございまして、これらがちゃんと託送供給等約款に反映されているかどうかというものを、事務局として確認をしております。

内容につきまして、まず6項目のうちの1つ目でございます。こちらは損失率、送電ロス率の改定ということでございまして、制度設計専門会合で過去3年分の実績の平均値を毎年変更することが整理されておりました、それに沿うものでございます。

2つ目、FIT制度の回避可能費用の激変緩和措置終了に伴う変更ということでございまして、FIT制度における回避可能費用は原則として市場連動価格となっているのですが、これまで小売電気事業者の分につきましては全面自由化の影響が大きいということで、激変緩和措置を設けておりました。これが2020年度末に終了するので、関連する規定を約款から削除するというものでございます。再生可能エネルギー主力電源化制度改革小委員会合同会議で整理され、了承されたものでございます。

3つ目、FIT制度における再生可能エネルギーの出力予測誤差に対応するための調整力確保料を、FIT交付金を受け取る小売電気事業者から回収するための変更ということでございまして、FIT制度で再エネの出力予測誤差に対応するための調整力の確保は一般送配電事業者が負担しているのですけれども、FIT交付金に上乗せして、FIT交付金を活用することになりまして、ただ、その場合、買取り義務者が小売の場合は約款上、小売電気事業者から回収できるようになっていなかったもので、その規定を盛り込むということでございます。これも再生可能エネルギー主力電源化制度改革小委員会合同会議で整

理されたものでございます。

4つ目、需要場所及び供給の単位に係る規定の変更ということでございまして、今の託送制度では1需要場所、1引込み、1契約というものが原則なのですが、1需要場所複数引込みとか、複数需要場所1引込みも可能となるようにするというものでございまして、その理由でございますけれども、分散型リソースが普及されることによって、こうしたニーズが出てきたということで規定の変更をするものでございます。これは電力・ガス基本政策小委員会で整理されたものでございます。

5番目ですけれども、デマンドレスポンスとして、自家発補給契約を締結している需要家が出力制御の可能性を公表した対象日時に自家発を停止または抑制し需要を創出した場合には原則、今まで基本料金が増加するというものでしたが、増加しない措置の規定を追加するものでございます。これは電力・ガス基本政策小委員会で整理されたものでございます。

最後になりますけれども、需要地近接性評価割引地域等の見直しに係る規定の変更ということでございまして、5年に1回、順調にいけば、今回改定するところだったのですが、2023年4月に発電側基本料金制度の導入が控えていまして、そこで見直すように制度設計専門会合で整理されたものでございます。

以上の内容が約款に反映されていることを確認し、大臣には異存のない旨、回答したいというものでございます。

私からの説明は以上でございます。御審議をお願いします。

○八田委員長 ありがとうございました。

それでは、御質問、御意見ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

それでは、異論がございませんでしたので、事務局の案のとおり経産大臣に回答することといたします。

次に、議題3です。「電力広域的運営推進機関の2021年度予算及び事業計画の認可について」です。伊藤管理官から説明をお願いします。

○伊藤統括NW事業管理官 NW事業監視課の伊藤です。

資料5を御覧ください。「電力広域的運営推進機関の2021年度予算及び事業計画の認可について」です。

趣旨の欄を御覧ください。広域機関から令和3年3月2日付で大臣宛てに2021年度予算

及び事業計画の認可申請があり、同月10日付で大臣から委員会へ意見を求められたところ、これに係る審査を実施したので、大臣への回答について御審議いただくものです。

1. 審査方法です。広域機関から申請のあった2021年度予算及び事業計画について、審査基準第1(37)に基づき、当委員会事務局において審査を行ってございます。

2. 審査結果でございます。2021年度予算及び事業計画について、審査基準第1(37)に照らして適正であることを確認してございます。

次ページの審査結果を御覧ください。別紙の表の構成ですが、左の欄に審査基準、右の欄に審査結果を整理してございます。

最初に、一番下の表の外なのですが、審査基準④というのがございまして、これは広域的運営推進機関の成立の日を含む事業年度に関する審査基準のために該当なしと整理してございます。

また表に戻っていただきまして、①予算にあつては、財務会計省令第3条から第6条までの規定に基づいていることとなっておりまして、審査結果は、財務会計省令に基づいて予算総則、収入支出予算、予備費が適正に計上されていることを確認してございます。

②予算にあつては、広域的運営推進機関が業務を適正かつ確実に実施するために必要十分な費用を計上し、別添2の1.(6)に規定する会費、特別会費及び補填金を収入としていること。審査結果につきましては、①広域機関システムの制度対応に関する設計・開発費用、②容量市場システムの実需給期間業務のシステム化に向けた要件定義・運用設計費用など、業務を適正かつ確実に実施するために必要な費用が適正に計上されていることを確認してございます。また、全会員からの会費、一般送配電事業者の特別会費及び前年度繰越金を収入として、適正に計上していることも確認してございます。

審査基準③です。予算における人件費その他の費用にあつては、原則として一般送配電事業託送供給等約款料金審査要領その他の料金審査に係る考え方とそごがないこと。審査結果です。人件費につきましては事業計画を踏まえた適切な人員計画が立てられ、この計画に基づき適正に計上されていることを確認してございます。その他の費用については個別件名ごとに内容を確認し、託送原価として認められない費用や過剰な計上がないことを確認し、一般送配電事業託送供給等約款料金審査要領その他の料金審査に係る考え方とそごがないことを確認してございます。

審査基準⑤事業計画にあつては、財務会計省令第10条の規定に基づいていること。審査結果でございます。国の審議会等において示された方針を踏まえて、以下の諸制度への対

応が盛り込まれているなど事業計画は適当と考えられています。3つ、矢柱で例示を入っていますが、災害復旧費用の相互扶助制度の運用などの事業が追加されています。

審査基準⑥調達に当たっては、入札等を行うことを原則としていること。審査結果です。調達件名ごとに内容を確認し、入札実施等を踏まえた費用が計上されていることを確認しています。

また1ページ目に戻っていただきます。3.大臣への回答でございます。上記2.の今御説明させていただきました審査結果を踏まえ、当委員会として大臣が本申請に係る認可することに異存はない旨、資料5—2のとおり大臣に回答することとしたいと思います。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いします。

○八田委員長 ありがとうございました。

それでは、今の説明に対して御質問、御意見ございませんでしょうか。

(質問、意見：なし)

それでは、今の事務局からの説明のとおり、本委員会として経産大臣に意見回答することとよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、異論がございませんでしたので、事務局案のとおり経産大臣に意見回答することといたします。ありがとうございました。

次に、議題4です。「一般送配電事業者の2019年度収支状況の事後評価について」、仙田室長から説明をお願いします。

○仙田NW事業制度企画室長

NW事業制度企画室長の仙田です。資料6でございます。2月24日のこの委員会で、一般送配電事業者の2019年度収支状況等の事後評価の進め方をお決めいただいたところです。

今回は1ページの枠内の「趣旨」のところにありますとおり、3月8日の料金制度専門会合で法令に基づく事後評価を実施した結果を御報告させていただきます。その上で経産大臣への回答について御審議いただくものとなります。

この資料の5ページを御覧いただければと思います。資料6—1として、料金制度専門会合における法令に基づく事後評価の結果をまとめたものでございます。

7ページを御覧ください。まず、当期超過利潤累積額につきましては、赤点線の枠内のとおり、値下げ命令の発動基準となる一定の水準を超過した事業者はおりませんでした。

続きまして、8ページとなります。こちらは想定単価と実績単価の乖離率について、一

定の水準を超過した事業者がいるかどうかを確認したものでございますが、赤点線の枠内のとおり、値下げ命令の発動基準となるマイナス５％を超過した事業者はおりませんでした。

最後に、10ページとなります。東京電力ＰＧにおいては廃炉等負担金の捻出のために、託送料金の値下げ機会が不当に損なわれないよう、他の10社よりも厳格な値下げ命令の発動基準が適用されます。2019年度の収支状況について、この厳格な基準に照らして確認した結果、当該基準に達しておりませんでした。

続きまして、11ページを御覧ください。経産大臣から本委員会宛てに意見の求めが出ておりますが、これに対して、今御説明した料金制度専門会合での確認結果を踏まえ、こちらの文書にもありますとおり、託送供給等約款の変更命令申請を命ずることが必要とは認められなかった、ということでございまして、この旨、経産大臣に回答したいと考えております。

私からの説明は以上となります。

○八田委員長　ありがとうございました。

それでは、今の説明について委員から御質問、御意見ございませんでしょうか。

（質問、意見：なし）

それでは、事務局から説明があったとおり、委員会として経産大臣に意見回答することとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

異論がございませんでしたので、事務局案のとおり意見回答することにいたしたいと思っております。どうもありがとうございました。

では、議題５について田中課長から説明をお願いします。議題５は「『適正な電力取引についての指針』の改正等の建議について」です。

○田中NW事業監視課長　NW事業監視課の田中でございます。

それでは、資料７を御覧いただけますでしょうか。こちら「『適正な電力取引についての指針』の改正等の建議について」ということで、適正な電力取引についての指針の改定及び需給調整市場ガイドラインの制定を経済産業大臣に建議することについて御審議いただくものでございます。

経緯といたしましては、適正な電力取引についての指針及び需給調整市場ガイドラインについては本年１月22日開催の本委員会の議決を経まして、およそ１か月間ほどパブリッ

クコメントを実施していたものでございます。

パブリックコメントの結果についてということでございまして、そちらに関しましては、91ページのところに結果概要としてまとめてございます。主な意見ということでまとめてございますが、1つは、市場相場を変動させる目的の有無に関わらず処分をすべきであるということで来ていますが、こちらにつきましては制度設計専門会合における議論におきまして、業務改善命令の対象については競争的な市場において合理的な行動となる価格で入札を行わないことをもって直ちに対象となるわけではなく、市場相場を変動させることを目的として、そういった取引を実行することが認められる場合に対象とすべきではないかという議論を行ったことであるということでございます。

続きまして、2. 需給調整市場ガイドラインに関する意見でございますが、固定費回収額から逸失利益で得られた収益を控除すれば二重計上は回避できるため、注記は要らないのではないかといたした御意見に関しましては、限界費用が明確でないと考えられる電源等に適用していることを踏まえると、逸失利益から限界費用を控除した収益分は不明確であると考えられ、正確に控除するのは難しいのではないかと。注記に明記した考え方のほうが合理的な設定が可能となるのではないかとということで、回答してございます。

続きまして、予約電源の登録価格につきましては限界費用または市場価格以下とされているが、これについては限界費用または市場価格から Δ kW収入として得た逸失利益を控除した価格とすべきということにしていますが、この点につきましては限界費用が市場価格より高い電源の場合は、起動費等が機会費用として発生するため利益がない点や、市場価格を運用することで需給の状況を調整力の価格に反映することができるため、限界費用または市場価格以下としているということで答えてございます。

また、需給調整市場の約定方式にシングルプライスオークションを導入すべきということについては、需給調整市場における適正な取引を確保するための措置の取りまとめにおきまして、シングルプライスオークションの導入を含む需給調整市場の約定方式については検討を進めていくといった回答でございます。

個別に関しては92ページ以下で記載をしておりますが、主な内容としては先ほど御説明をしたとおりということになってございます。

したがいまして、最初の1ページ目でございますとおり、パブコメについては別紙のとおり回答することとしたいということで、本指針の改定案を修正する必要はないのではないかと考えております。

したがいまして、資料7―5のように改定案について経済産業大臣に建議をすることとしたいと考えております。

以上、御審議のほどよろしく願いをいたします。

○八田委員長　　ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明について各委員から御質問、御意見ございませんでしょうか。

○稲垣委員　　パブコメ4ページの3項の質問に対する答えなのですが、「等」の中に機会費用を含める解釈を取るのかどうかという質問ではないですか。「燃料費以外の変動費を指しています」という考えは、質問との関係はどのようになるのですか。

○田中NW事業監視課長　　ここでの等というのは燃料費以外の変動費を指しているのであって、逸失利益というのを指しているわけではないという趣旨です。

○稲垣委員　　「逸失利益は含まれない」という考え方でしょう。だったら、そのように答えたらどうですか。要するに分かりやすくという意味なのです。

○田中NW事業監視課長　　分かりました。ちょっとそういう形で。

○稲垣委員　　内容的にそうであればね。

○田中NW事業監視課長　　はい、そういうことです。ちょっと明確化する形にいたします。

○八田委員長　　ほかにございませんか。

（質問、意見：なし）

それでは、今の稲垣先生の御指摘になった明確化することを前提に、今事務局から説明があったとおり、委員会として経済産業大臣に建議するということでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

異論がございませんでしたので、そのように経産大臣に建議することとさせていただきます。どうもありがとうございました。

次に、議題6です。「日本卸電力取引所の2021年度事業計画及び収支予算の認可について」、これは黒田室長から説明をお願いいたします。

○黒田取引制度企画室長　　取引制度企画室長の黒田でございます。

それでは、資料8を御覧いただければと思います。

趣旨のところでございますけれども、本年2月26日付で一般社団法人日本卸電力取引所より経産大臣宛てに事業計画及び収支予算の認可申請があったということで、経産大臣より当委員会へ意見聴取が行われたところ、委員会としての意見を御審議いただきたいとい

うことでございます。

資料を少し飛んでいただきまして事業計画でございますけれども、右下、4ページに主なポイントを記してございます。

1つ目はガバナンス体制の見直しということでございまして、まず市場参加者を委員とする運営委員会というものを、事業者のニーズに応じて商品や市場ルールの変更などを審議する場として機能強化を実施する。具体的には本年4月より企画部会を設立し、新制度での運用を開始するということでございます。

また、2つ目の矢羽根でございますけれども、この冬の価格高騰を踏まえまして、市場参加者ニーズに応じた商品設計ですとか市場ルールの見直し、情報公開等への対応についても、この運営委員会等において引き続き検討していく。

そして3つ目でございますが、運営委員会の見直しの後、中立性や独立性向上の観点から、2022年度の総会を目途で役員構成の見直しを図っていくということでございます。

次に、組織体制・監視の強化でございますけれども、こちらについては市場監視機能強化のために現在9名の市場監視の全体の要員を、令和3年度までに15名程度に拡充をしていく。さらには、事務局に市場監視部を設置する。これを10月を目途に実施していくということでございます。

それから情報公開・商品設計等でございますけれども、市場参加者のニーズに応じてスポット市場の需給曲線の常時公開。こちらを2月27日より既に開始したところでございますが、曲線の元になる数値情報の公開についても継続的に検討していくということでございます。

次に、収支予算における主なポイントでございます。収入につきましては、令和2年度14.4億円から令和3年度では21.4億円ということで、手数料の増加等で増収の見込みになってございます。費用につきましては、11.3億円ということで黒字が確保できるという計画になってございます。

こちらのポイントでございますが、収入は先ほど申した手数料の増加。費用につきましては、システム関連予算について中長期のシステム構築に係る費用等の増加を見ているということでございます。また、職員人件費については、先ほど申し上げた体制を15名程度に拡充することに伴う増加ということでございます。

7ページ、審査基準への適合性でございますけれども、事業計画につきましては、ガバナンス改革における取組や組織体制、監視強化に係る取組が具体的に記載されております。

また、全体の収支としまして10億円程度の税引き前利益が予定をされていること、それからシステム改修や監視強化に係る必要な投資等が行われているということでございますので、以上を踏まえ、上記の事業計画及び収支予算については卸電力取引の機会の拡大及び適切な価格の形成に資し、市場開設業務の適確な実施に支障を及ぼすおそれがないと考えられることから、審査基準に適合性が認められるのではないかとということでございます。

私からは以上になります。

○八田委員長 ありがとうございました。

御質問、御意見ございませんでしょうか。これは、随分大改革だと思います。私は、今回の案について何の異論もないですけれども、次の段階で新しい理事会のメンバーを選ぶ際には、どういう方向で行くべきかという整理が必要だと思います。例えば旧一電の送配電事業者だけが入るというのは、もし所有分離のように送配電事業がきちっと独立していれば何の問題もないと思います。しかし、そこがぐらついていると、旧一電の小売り部門が有利になり得る可能性を残してしまうので、監視の仕組みがどこか必要だと思います。発送電が所有分離されるまでは、理事の中に政府の人が入るというのは全然あり得ないことなのか。旧一電の送配電だけに任すと何かちょっと危険な感じがするというのが1つ。

それから法的分離をしているフランスとかドイツで、フランスもドイツも取引所は株式会社がやっているわけですね。だけど、そこの理事会に株主以外の公的なところが入っているのかどうか。それを将来調べていただければと思います。改革の方向はいいのだけど、その次に何をするかというのは結構大きな問題があるような気がします。

○黒田取引制度企画室長 分かりました。まさに4ページの3つ目の矢羽根に書いてありますとおり、役員構成の見直しも2022年度の総会に向けて運営委員会の機能の状況を見つつ検討していくこととなりますので、御指摘いただいた点も含めて今後検討してまいりたいと思います。

○八田委員長 ありがとうございました。

ほかに御意見ございませんでしょうか。

(質問、意見：なし)

それでは、事務局から説明があったとおり、委員会として経産大臣に意見回答することとしたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

異論がございませんでしたので、そのようにさせていただきます。どうもありがとうございます。

ございました。

それでは、第1部として予定していた議題は以上です。ほかに何かありますか。

○恒藤総務課長 事務局から2点お伝えいたします。前回の委員会からの間に2件、緊急での書面開催を行ってございます。

1件目は、令和3年の栃木県足利市におけます大規模災害に係る特例認可等でございます。これについては3月2日付で認可等することに異存はない旨という回答をしております。

2件目は、令和3年新潟県糸魚川市における地滑りに係る特例認可でございます。これについては3月10日付で認可することに異存はない旨、回答をしております。

私からの連絡事項は以上でございます。

○八田委員長 ありがとうございました。

それでは、これもちまして第1部、公開部門を終了させていただきます。

——了——